

テレビ付床頭台システム設置運営事業者募集に係る条件等

1 病院の概要

- (1) 施設名 高岡市民病院
- (2) 所在地 高岡市宝町4番1号
- (3) 延床面積 33068.5 m²
- (4) 建物構造 鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄筋コンクリート造
地下1階、地上6階
- (5) 病院の規模 許可病床数=401、診療科数=22科
- (6) 患者数 入院患者数=303人、外来患者数=781人
(平成30年度4月～7月実績・1日当たり)
- (7) 職員数等 ①職員数 約760人 ②常駐委託職員数 約150人
- (8) 外来診療日 月曜日～金曜日、ただし、国民の祝日に関する法律に定める祝日
及び年末年始(12月29日から1月3日)は休診
- (9) 面会時間 原則午前11時から午後8時(午後の面会を推奨)

2 設置物件

(1) テレビ付床頭台システム

| 種類 | 台数 | 内容 | 配置場所 |
|-------------------------------|-----|--|--------------------------|
| Aセット (冷蔵庫有) | 368 | 食事テーブル付床頭台、液晶テレビ、冷蔵庫、 セーフティボックス、課金装置、DVDプレイヤー (現在のものは幅480mm×奥行490mm×高さ900mm) | 一般病棟、 包括がん支援 センター等 |
| Bセット (Aセットの冷蔵庫 無しタイプ) | 10 | 食事テーブル付床頭台、液晶テレビ、靴等の荷物棚、 セーフティボックス、課金装置、DVDプレイヤー (現在のものは幅480mm×奥行490mm×高さ900mm) | 3階中病棟 |
| Cセット (冷蔵庫不要) | 11 | 床頭台、液晶テレビ、セーフティボックス、課金装置、 荷物置棚、DVDプレイヤー ※床頭台の奥行が350mm以内 であること。(現在のものは幅600mm×奥行350mm×高850mm) | 化学療法室 |
| Dセット (冷蔵庫不要) | 19 | アーム式液晶テレビ(取付工事等含む)、 課金装置 | 人工透析室 |
| Eセット (床頭台はAセット と同じものも可) | 7 | ロングアーム式液晶テレビ、食事テーブル付床頭台、セー フティボックス、課金装置、冷蔵庫、DVDプレイヤー | 3階中病棟 集中治療室 |
| Fセット (冷蔵庫有) | 20 | 食事テーブル付き床頭台、液晶テレビ、冷蔵庫、扉付上棚、 セーフティボックス、課金装置、DVDプレイヤー ※床頭台の奥行は500mm程度が望ましい。 (現在のものは幅490mm×奥行70mm×高さ157mm) | 緩和ケア病棟 |

- (2) プリペイドカード販売機 6 台
- (3) 精算機 1 台
- (4) 両替機 1 台

【利用可能設備】

| | |
|--------|--|
| 床頭台まわり | ・アンテナ端子 各病床に1か所（地上デジタル放送、BS デジタル放送） ・コンセント 各病床に1か所2口（アンテナ端子横） |
| カード販売機 | ・現行の設置場所にコンセント1か所2口 |

※電気設備、給排水設備の増設、通信回路の開設等が必要な場合は、当院の承認を得て設置運営事業者の負担により実施することとします。工事が必要になると見込まれるものについては企画提案書（様式4）の中に記載するようにして下さい。

3 設置場所

高岡市民病院内

(1) 現在の床頭台の配置

| | 透析室 | 3 東 | 3 中 | 包括 | 緩和 | 4 中 | 4 西 | 5 東 | 5 西 | 6 東 | 6 西 | 計 |
|---------|-----|-----|-----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 4 床室 | | 44 | | 19 | | 40 | 40 | 40 | 40 | 36 | 40 | 299 |
| 個室 | | 6 | | 6 | 20 | 10 | 8 | 10 | 9 | 10 | 10 | 89 |
| 重症室 | | | | | | | 2 | 2 | 2 | 2 | 3 | 11 |
| ICU・HCU | | | 17 | | | | | | | | | 17 |
| 透析用 | 19 | | | | | | | | | | | 19 |
| 計 | 19 | 50 | 17 | 25 | 20 | 50 | 50 | 52 | 51 | 48 | 53 | 435 |

機器の必要数量を見積もる際は、上表の床頭台配置数と、病院概要に示した一日当たりの入院患者数を参考にしてください。予備機の設置は不要です。

- (2) プリペイドカード販売機
各階に一台ずつ配置すること（2階は透析室に配置）
- (3) 精算機
1台（1階売店横に1台配置）
- (4) 両替機
1台（4階食堂に1台配置）

4 施設使用形態

- (1) 施設運営事業者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産目的外使用許可（以下「使用許可」という。）を受けて使用します。
- (2) 使用許可の予定期間
平成31年4月1日から平成36年3月31までの5年間とします。期間満了後は再度公募になりますが、諸条件を勘案した上で、5年の期間内で使用許可を更新すること

も可能とします。

(3) 使用上の制限

許可用途以外に使用することはできません。

許可を受けた権利を第三者に譲渡又は転貸することはできません。

(4) 使用許可の取消及び変更

当院が許可物件を、公用若しくは公共用に供するため必要とするとき、又は条例、規則及び許可の条件に違反する行為があると認められるときは、使用許可期間の途中であっても、使用許可の全部若しくは一部を取消、又は変更することがあります。

(5) 設置運営事業者が、次の各号に該当するときは、当院は許可を取り消すことができるものとします。

①募集にかかる条件に定める義務を履行しないとき

②本事業を適正に履行できないとき

③その他、当院の運営に支障を及ぼすことが発生した場合

5 経費負担等

本事業に当たっての必要経費は、下記を含め、すべて設置運営事業者の負担とします。

(1) 行政財産使用料

高岡市行政財産の使用料に関する条例（平成 17 年高岡市条例第 59 号）に基づき、高岡市長が定める額です。これは、設置運営事業者が提案する一定の割合をプリペイドカード販売の売上高（税込）の売上実績額（税込）に乗じて得た額とします。

(2) 清掃及び保守に要する費用並びに廃棄物等の処理経費（事業運営上発生した廃棄物は感染・非感染性にかかわらず当院にて廃棄することとし、(1)とは別に処理経費を納付すること。

(3) 通信運搬費、消耗品費、その他事業の実施に関する経費

(4) 床頭台システム等の運営に当たり、利用者に損害を与えた場合の損害回復及び賠償経費

(5) NHK 受信料及び契約事務（BS 放送分込を含む）

(6) 使用許可部分に係るセキュリティ経費及び設置備品等に係る火災保険料等

(7) 故意又は重大な過失なく発生した、当院の職員による床頭台及び機器の破損に対する修繕の復旧費用

(8) 落雷や停電による機器の破損に対する修繕等の復旧費用

(9) 設置運営事業者が退去する際の、現状復帰に要する費用

(10) 施設使用許可期間内に消費税改定がある場合の課金等の設定変更に係る費用が発生する場合には、その費用

6 テレビ付床頭台システムの運営条件

(1) 患者の利用及び当院の業務に支障が無いように設置運営にあたること。

(2) 保守、修理等のメンテナンスサービスについては、設置運営事業者が責任をもって

体制を確立し、速やかに実施すること。

- (3) 平日は保守要員を1名以上配置することとし、当院の1日当たりの新規入院患者数、退院患者数（双方とも1日当たり平均23名）を参考に必要配置人数を調整すること。
また、病棟からの連絡がすぐに受けられるよう携帯電話等を常備すること。
- (4) 予備の床頭台を用意するなど苦情対応や故障対応に即応できるようにすること。
院内での運営体制について、当院より改善を求められた場合は、当院の指示に従い速やかに対応すること。
- (9) 冷蔵庫、床頭台の定期的な清掃及び利用者の入退院時の速やかな清掃に対応すること。機器の清掃・点検については衛生的に管理を行い、高岡市民病院が定める「感染対策マニュアル」に沿って清掃を行うこと。退室後の清掃における消毒薬の使用は当院と協議のうえ使用し、感染患者使用後の清掃は、病棟の指示に従い作業を行うこと。
- (6) 患者退院後に清掃を行った床頭台については、次回使用時までホコリを避け衛生的に管理するために、ビニール袋等カバーをかけ保管すること。
- (7) 設置運営事業者は、決められた制服・名札を着用した職員をもって病棟での保守等を行うこと。
- (8) 床頭台の利用が有料病床と無料病床間で移動がある際には速やかに課金装置等の切替作業を行うこと。
- (9) 当院に過失がある場合を除き、設備の破損、紛失、盗難については、設置運営事業者が責任を負うこと。
- (10) 利用者の意見を聴取し、サービスの向上に努めること。
- (11) 第三者への業務の下請け、委託については禁止するが、やむを得ない事情で業務の一部を下請けに出す場合は、当院の承認を得てから行うこと。

7 設置機器の料金体系と支払い方式

- (1) 機器の利用料金は、患者負担を考慮して現行と同額とすること。

| | |
|----|--|
| 現行 | ◎1,000円カードは1,000度数 (テレビは1,260分視聴可能、冷蔵庫は24時間使用で10日間使用可能) |
| | ◎3,000円カードは177度数のサービス度数が付いた3177度 (テレビは4,003分視聴可能、冷蔵庫は24時間使用で31日間使用可能) |
- (2) 施設使用許可期間内に消費税率の引上げがある場合、引上げ以降のプリペイドカードの料金体系等を変更しようとする場合には、企画提案書の「2 その他項目」の(5)に予め記載してください。

8 機器ごとの要求水準

設置機器については古物営業法（昭和24年法律第108号）第2条第1項に定める古物に該当しないものを用意すること。ただし、課金装置、精算機、カード販売機についてはこの限りではない。

ア テレビ

- ・床頭台から落下することのないよう床頭台に固定されていること。
- ・患者がベッドに横たわっても見やすい大きさの液晶テレビであること。
- ・19型以上の薄型テレビであること。
- ・地上デジタルチューナー、BSデジタルチューナー内蔵であること。
- ・できる限り消費電力の小さいものであること。
- ・当院の入院案内放送を作成し、テレビカードが無くても、無料放送2チャンネルを視聴可能とすること。院内案内等については当院より変更等の要望があれば、その都度無償で対応すること。
- ・ワイヤレスリモコン付（ひも等で落下防止の措置を行うこと）で他のテレビと干渉しにくくすること。
- ・操作ボタンは文字もボタンも大きく、高齢者に操作しやすいこと。
- ・利用料金の支払いは、現行と同じくプリペイドカード方式であること。課金方法は一日分の度数が一括で落ちるのではなく、使用した分だけ度数が減る方式であること。
- ・患者が無理のない姿勢で視聴可能なよう、アーム等によりテレビの上下左右の角度調整が容易に可能であること。
- ・イヤホンによる視聴が可能なこと。イヤホンは新品を無償提供すること。
*専用のイヤホン以外の、利用者持込のイヤホンでも視聴可能なこと
- ・イヤホンジャックを抜いても音が漏れないこと。
- ・DVDプレイヤーを装置すること（ブルーレイについては任意。）
- ・国産品に限らないが、故障した場合素早く修理・交換の対応を行うこと。

イ 床頭台

- ・利用料金は、全台無料とすること。
- ・寸法は、ベッド周辺での医療行為に支障がないよう配慮したものであること。
(現在の床頭台は幅480mm、奥行490mm、高さ900mm(テレビ含まず。))
- ・転倒防止に十分配慮されていること。
- ・角に丸みを持たせる等、安全面に十分配慮されていること。
- ・抗菌性、耐熱、耐水及び耐久性に優れていること。
- ・ストッパーで四輪固定できるキャスター付きであって、ロックがわかりやすいこと。移動時の静粛性に配慮されていること。
- ・揮発性有機化合物(VOC)(特にホルムアルデヒド)について十分な対策が施されていること。
- ・台下部にホコリなどが溜まりにくい構造であること。
- ・移動時の支障にならないよう、電源ケーブル、テレビのアンテナ線の収納に配慮してあること。
- ・当院の「入院のしおり」(A4サイズ、ファイル)を、テレビに隠れずかつ患者の手の取りやすい位置に配置できること。

- ・折りたたみタオルハンガーが付属していること。
- ・足元灯を設置すること。
- ・医療者と患者間の共有情報をマグネットで貼るためのマグネットボード（幅 30 cm×高さ 20 cm程度）が、テレビより上の位置に取り付けてあること（C及びDセットについては不要。）マグネットボードの取り付け位置は、正面が望ましいが、Fセットの場合は側面でも可。
- ・引き出しが貴重品保管庫となるようカードキー又はシリンダー錠で施錠できること。
- ・鍵は複製が困難なものとする。また、利用者が鍵を紛失した時はマスターキーで解錠・交換できることとし、新たな鍵を早急に提供できること。新たな鍵の設置後は前の鍵で解錠できないようにし、鍵交換は無償で対応すること。
- ・こじ開け等の盗難防止機能に配慮されていること。

エ 冷蔵庫

- ・霜取り不要であること。
- ・容量は 20 リットル以上で音の静かなものであること。
(20dB 以下が望ましい)
- ・500ml のペットボトルを立てて保存することができること。
- ・年間消費電力量と放熱が少ない電子冷却タイプであること。コンプレッサータイプは不可とする。
- ・冷蔵庫は内部にライトが付くことが望ましい。
- ・取り出しが容易であり、閉め忘れ防止機能を有すること。
- ・利用料金の支払いは、プリペイドカード方式であり、課金方法は一日分の度数が一括で落ちるのではなく、使用した分だけ度数が減る方式であること。
- ・国産品に限らないが、冷却機能が弱い等不具合が生じた場合には、素早く修理・交換対応を行うこと。

オ プリペイドカードシステム

- ・利用料金は、1 度数単位での引き落としが可能であること。
- ・テレビ、冷蔵庫を同一カードで利用できること（これ以外に利用できるサービスがあれば評価する）。
- ・課金装置には残時間・残度数が分かりやすく表示できること。
- ・カード販売機及び精算機は車椅子利用者に配慮した高さとし、転倒防止措置、盗難防止等の防犯上必要な措置を講じること（盗難等の被害はすべて事業者が責を負うこと）。
- ・課金装置は病床の移動に伴う床頭台の移動によって、冷蔵庫の利用料金が有料または無料になるため、課金装置の設定で容易に切り替えができるものにする。

- ・精算機は精算手数料を徴しないものとし、少なくとも 10 円単位での払戻しが可能な機能を有すること。
- ・停電や床頭台移動の際の電源遮断により課金に支障をきたさないこと。
- ・現行と同じ 1,000 円と 3,000 円カードが使用できること。
- ・料金体系については「7 設置機器の料金体系と支払い方式」の（1）に記載のとおりとすること。

9 その他の条件等

- （1）利用者へのサービス向上のために、定期的にアンケート等を実施し、サービスに反映させること。
- （2）毎月当初に、前月分の売上高等、当院が求める定期報告を行うこと。当院の求めに応じ機器ごとに利用状況を報告できること。
- （3）受電設備の点検等のため、事前に連絡のうえ停電作業を実施する場合は、協力すること。
- （4）許可期間が満了または許可が取り消された場合は、速やかに現状回復を行うこと。
- （5）退去の際には、次の設置者への移行が円滑に行われるよう、遺漏なく引き継ぎを行い、当院の指示に協力すること。また患者への清算が円滑に行われるようにすること。
- （6）その他、当院から指示のある場合は、速やかに報告、対応を図ること。
- （7）従業員の更衣、備品の保管等のため、スペースを要する場合は別途協議する。
- （8）従業員の駐車場は、設置運営事業者の負担で準備すること。
- （9）常駐する従業員は、病室をはじめ院内で患者と接する業務であることを十分に自覚し、清潔感のある身なり、適切な言葉遣いで業務を履行すること。
- （10）常駐する従業員には健康診断や各種予防接種を受けさせるなど健康管理を行うこと。また、当院が指定する予防接種も必ず行うこと。
- （11）麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎については、EIA 法による抗体価検査を受け、抗体を持たない常駐従業員は、ワクチン接種を受け業務に従事すること。
- （12）院内感染対策上、原則 B 型肝炎に対する十分な抗体価をもつ者が病院清掃に従事すること。抗体価が基準に満たない従業員はワクチンを接種して業務に従事すること。
- （13）院内の医療安全、感染対策の研修に参加すること。
- （14）床頭台運営に必要と当院が認める内容を超えて、院内で営業を行わないこと。